

○群馬県警察第二機動隊の編成及び運営に関する訓令

昭和40年8月20日

本部訓令甲第12号

〔沿革〕

昭和41年4月本部訓令甲第5号、12月第17号、42年9月第22号、44年6月第11号、55年10月第18号、平成20年3月第3号、23年2月第2号、24年3月第3号改正

（概要）

この規定は、群馬県警察の集団警備力の充実強化を図るため第二機動隊を編成するに当たり、その任務、人員・編成等について定めたものである。